



# スポーツコンプレックスの実現に 活用可能な施策一覧

令和7年8月

スポーツ庁

経済産業省

<b>スポーツコンプレックスの実現に資する構想・計画の策定等</b>	
<b>ソフト</b>	
・スタジアム・アリーナや周辺のまちづくりを含めた設計・建設又は運営・管理における官民連携手法の検討	… P3
<b>スタジアム・アリーナ及びその周辺施設・インフラ等の整備</b>	
<b>ハード</b>	
・スタジアム・アリーナの設計・建設	… P7
<b>ハード</b> <b>インフラ</b>	
・周辺施設・インフラ等を含めた整備	… P14
<b>スタジアム・アリーナやプロスポーツ等を活用したまちづくり等の推進</b>	
<b>ソフト</b> <b>ハード</b> <b>インフラ</b>	
・スポーツ等の活用によるまちづくり、地域社会の課題解決に向けた取組	… P20
<b>ソフト</b>	
・スタジアム・アリーナ等を活用した観光コンテンツの創出・高付加価値化、誘客促進	… P24

# スポーツコンプレックスの実現に活用可能な施策

## スポーツコンプレックスの実現に資する構想・計画の策定等

スタジアム・アリーナや周辺のまちづくりを含めた設計・建設又は運営・管理における官民連携手法の検討

### ●スポーツコンプレックス推進事業(基本構想・計画支援事業) (スポーツ庁)

【対象】地方公共団体又は法人格を有する団体

【用途】スタジアム・アリーナの整備とこれを核としたまちづくり・地域活性化に係る基本構想・基本計画の策定、ステークホルダーとの合意形成を図るための地域官民連携協議会等の開催 等

【内容】委託事業

【規模】3件 (15,000千円/件)

【公募期間】令和7年3月31日～4月21日

【要件】スタジアム・アリーナ整備の実施主体 (当該整備事業の事業主体のほか、ホームチーム運営事業者や当該整備事業に出資又は投資する事業者等を含む。) となることが予定された団体であること  
(対象外)既に設計・建設段階の案件、建設予定地候補が特定されていない案件、直近2年連続で採択された案件

### ●地方創生応援税制 (企業版ふるさと納税) (内閣府地方創生推進事務局)

【対象】民間事業者

【用途】国が認定した地域再生計画に基づく地方公共団体の地方創生プロジェクトに対し、企業が寄附を行った場合に、法人関係税を税額控除する仕組み

【内容】税制

【規模】寄附額の最大約9割の法人関係税の軽減

【要件】地域再生法に基づく地域再生計画の認定を受けること など

詳細は企業版ふるさと納税ポータルサイトをご確認ください。

[https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou\\_furusato.html](https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html)

# スポーツコンプレックスの実現に活用可能な施策

## スポーツコンプレックスの実現に資する構想・計画の策定等

スタジアム・アリーナや周辺のまちづくりを含めた設計・建設又は運営・管理における官民連携手法の検討

### ●文教施設における多様なPPP/PFIの先導的開発事業（文部科学省）

【対象】民間事業者（地方公共団体等を支援するための業務を委託）

【用途】文教施設における先導的なPPP/PFI手法の導入検討に係る調査・検討

【内容】委託事業

地方公共団体等に対する勉強会の開催、先導性を有する案件への伴走支援等

・全体勉強会は、委託先の民間事業者において3回程度実施予定

・個別勉強会は2回程度実施予定

【規模】31,569千円

【公募期間】令和7年2月17日（月）～3月17日（月）

### ●スポーツ振興くじ助成金（独立行政法人日本スポーツ振興センター）

・地域スポーツ施設整備助成（PPP/PFI導入のためのアドバイザー活用事業）

【対象】都道府県及び市町村

【用途】地域住民の身近なスポーツ活動の場となる施設の整備に当たり、PPP/PFIの導入のためアドバイザーを活用する事業。

【内容】助成事業

【規模】助成対象経費（上限額：40,000千円）に1/2を乗じて得た額

【公募期間】令和6年11月～令和7年1月

【要件】PPP/PFIの導入を検討する施設は、公共のスポーツ施設であること。

PPP/PFIの導入を検討する施設について、整備、維持管理等に関する基本構想又は基本計画を策定していること。等

# スポーツコンプレックスの実現に活用可能な施策

## スポーツコンプレックスの実現に資する構想・計画の策定等

スタジアム・アリーナや周辺のまちづくりを含めた設計・建設又は運営・管理における官民連携手法の検討

### ●先導的官民連携支援事業（国土交通省）

【対象】地方公共団体、独立行政法人、公共法人

【用途】官民連携事業の導入や実施に向けた検討や、導入判断等に必要な情報の整備等のための調査

【内容】補助事業

【規模】補助金の1件当たりの上限は20,000千円。ただし、都道府県及び政令指定都市にあっては、コンセッション事業に関するものを除き、原則10,000千円を上限。

全額国費による定額補助。ただし、都道府県及び政令指定都市にあっては、コンセッション事業に関するものを除き、補助率1/2。

【公募期間】令和7年2月12日～3月4日

【要件】国土交通省の所管する分野における官民連携事業であること等

### ●官民連携型公園計画策定調査（国土交通省）

【対象】地方公共団体

【用途】官民連携による公園の整備・管理運営を推進することを目的とした調査

【内容】社会資本整備総合交付金

【規模】交付対象経費に1/2を乗じて得た額

【要件】社会資本総合整備計画に基づき実施すること 等

# スポーツコンプレックスの実現に活用可能な施策

## スポーツコンプレックスの実現に資する構想・計画の策定等

スタジアム・アリーナや周辺のまちづくりを含めた設計・建設又は運営・管理における官民連携手法の検討

### ● 民間資金等活用事業調査費補助事業（内閣府）

【対象】地方公共団体

【用途】公共施設等運営事業等の導入を想定した、導入判断等に必要な検討又は情報の整備等のための調査 等

【内容】補助事業

【規模】補助金の1件当たりの上限は10,000千円。ただし、都道府県及び政令指定都市にあっては、公共施設等運営事業及び広域型 PPP/PFI 事業に関するものを除きに関するものを除き、原則5,000千円を上限。

【要件】「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第二条各号に規定されている施設で、かつ、事業段階が早期である等のため所管省庁が明確でない事業、又は、複数の省庁に所管がまたがる事業 等

### ● PPP/PFI専門家派遣制度（内閣府）

【対象】地方公共団体等

【用途】PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援

【内容】専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度

【規模】-

【要件】1回につき半日程度で派遣（内容に応じて複数回の派遣も可能）

# スポーツコンプレックスの実現に活用可能な施策

## スタジアム・アリーナ及びその周辺施設・インフラ等の整備

### スタジアム・アリーナの設計・建設

#### ● 学校施設環境改善交付金（地域スポーツ施設整備）（スポーツ庁）

【対象】地方公共団体

【用途】社会体育施設の整備（耐震化等を除き改修事業は対象外）

- ・地域スポーツセンター新改築・改修事業
- ・地域屋外スポーツセンター新改築事業
- ・社会体育施設耐震化事業
- ・社会体育施設の質的整備事業（空調整備工事）等

【内容】交付金

【規模】交付対象経費（※）に1/3を乗じて得た額（上限額は施設・面積等により異なる）

※交付対象経費の上限額の例（令和7年度予算ベース）

地域スポーツセンター新改築（研究又は宿泊機能を有する場合）：1,678,200千円

地域屋外スポーツセンター新改築：147,387千円

社会体育施設耐震化：200,000千円

社会体育施設の質的整備事業（空調整備工事）：200,000千円

※R5年度より導入可能性調査やアドバイザー経費を補助対象経費に追加。

【要件】事業毎に各種要件あり

#### ● 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）（内閣府地方創生推進事務局）【再掲】

【対象】民間事業者

【用途】国が認定した地域再生計画に基づく地方公共団体の地方創生プロジェクトに対し、企業が寄附を行った場合に、法人関係税を税額控除する仕組み

【内容】税制

【規模】寄附額の最大約9割の法人関係税の軽減

【要件】地域再生法に基づく地域再生計画の認定を受けること など

詳細は企業版ふるさと納税ポータルサイトをご確認ください。

[https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyuu\\_furusato.html](https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyuu_furusato.html)

## スタジアム・アリーナ及びその周辺施設・インフラ等の整備

<p>スタジアム・アリーナの設計・建設</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金：拠点整備事業）（内閣官房/内閣府）</b></li></ul> <p>【対象】地方公共団体</p> <p>【用途】地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押しする。</p> <p>【内容】交付金</p> <p>【規模】1 自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度、中枢中核：15億円/年度、市区町村：10億円/年度 補助率：1/2、原則3か年度以内（最長5か年度） ※拠点整備事業の1事業当たりの事業計画期間における交付上限額（国費）について、都道府県・中枢中核都市は15億円、市区町村は10億円を目安とする。</p> <p>【公募期間】令和7年1月17日～令和7年2月6日（第1回） 令和7年5月13日～令和7年6月20日（第2回）</p> <p>【要件】・地方版総合戦略に基づき、目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、地域の多様な主体の参画等の要素を有する事業。</p> <p>※他の国庫補助金等の対象とならない経費に第2世代交付金を活用することが可能。</p>
-------------------------	--

# スポーツコンプレックスの実現に活用可能な施策

## スタジアム・アリーナ及びその周辺施設・インフラ等の整備

### スタジアム・アリーナの設計・建設

- **スポーツ振興くじ助成金（独立行政法人日本スポーツ振興センター）**
  - ・ **地域スポーツ施設整備助成（スポーツ競技施設等の整備）**

【対象】地方公共団体 ほか

【用途】地域住民の身近なスポーツ活動の場となる競技施設等の新設（増改設を含む。）、改修又は改造を行う事業。

【内容】助成事業

【規模】助成対象経費（上限額：3千万円）に2/3を乗じて得た額

【公募期間】令和6年11月～令和7年1月

【要件】国又は公営競技等の収益による補助金・助成金を受ける事業は対象外  
地域住民にとって身近で利用しやすい位置にあり、かつ楽しく安全にスポーツ活動に親しむことができるように整備されるものであること 等

- **スポーツ振興くじ助成金（独立行政法人日本スポーツ振興センター）**
  - ・ **地域スポーツ施設整備助成（スポーツ競技施設の大規模改修等）**

【対象】都道府県及び市町村

【用途】地域住民の身近なスポーツ活動の場となる競技施設の改修又は改造を行う事業で、老朽化したスポーツ競技施設の改修若しくは改造、スポーツ競技施設の高機能化のための改造又はバリアフリー化を目的として施設の改修又は改造のみを行う事業

【内容】助成事業

【規模】助成対象経費（上限額：1.5億円）に2/3を乗じて得た額

【公募期間】令和6年11月～令和7年1月

【要件】国又は公営競技等の収益による補助金・助成金を受ける事業は対象外  
地域住民にとって身近で利用しやすい位置にあり、かつ楽しく安全にスポーツ活動に親しむことができるように整備されるものであること 等

# スポーツコンプレックスの実現に活用可能な施策

## スタジアム・アリーナ及びその周辺施設・インフラ等の整備

### スタジアム・アリーナの設計・建設

- **スポーツ振興くじ助成金（独立行政法人日本スポーツ振興センター）**  
・ **大規模スポーツ施設整備助成（Jリーグホームスタジアム整備事業）**

【対象】地方公共団体

【用途】スポーツ振興投票対象試合を実施する競技場の新設事業

【内容】助成事業

【規模】助成対象経費（上限額：40億円）に3/4を乗じて得た額

【公募期間】※令和元年度～令和7年度は募集せず

【要件】スポーツ振興投票対象試合を実施する競技場であること

助成年度において、J1又はJ2に属するチームのホームスタジアムであること

国又は公営競技等の収益によるスポーツの振興等を目的とした補助金・助成金を受ける事業は対象外 等（要件は平成30年度ベース）

- **中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金（経済産業省）**

【対象】中堅・中小企業（常時雇用する従業員数が2,000人以下の会社等）※単体ベース

【用途】足元の人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う拠点新設や大規模な設備投資

【内容】補助事業

【規模】補助対象経費に1/3を乗じて得た額

※補助上限額50億円

【公募期間】令和7年7月7日～令和7年8月8日（四次公募）

【要件】① 投資額10億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分）

② 賃上げ要件（補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、4.5%以上）

## スタジアム・アリーナ及びその周辺施設・インフラ等の整備

スタジアム・アリーナの設計・建設	<p>●省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金（経済産業省）</p> <p>※ I. 工場・事業場型事業（一般枠）の場合</p> <p>【対象】中小企業等（地方公共団体も利用可）</p> <p>【用途】空調、ボイラー等のエネルギー消費設備の省エネ型設備への「更新」</p> <p>【内容】補助事業</p> <p>【規模】補助対象経費に1/2を乗じて得た額（中小企業等） ※上限額15億円／年度（複数年度は30億円／事業）</p> <p>【公募期間】令和7年8月中旬～9月下旬（三次公募）</p> <p>【要件】機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等へ更新する場合で、申請単位（スタジアム全体）において、原油換算量ベースで以下のいずれかの要件を満たす事業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・省エネ率+非化石割合増加率：10%以上</li><li>・省エネ量+非化石使用量：700kl以上</li><li>・エネルギー消費原単位改善率：7%以上</li></ul>
	<p>●サステナブル建築物等先導事業（省CO<sub>2</sub>先導型）（国土交通省）</p> <p>【対象】民間事業者</p> <p>【用途】省CO<sub>2</sub>の実現性に優れたリーディングプロジェクト（新築、改修、マネジメントシステム、技術の検証）となる事業等</p> <p>【内容】補助事業</p> <p>【規模】1プロジェクト当たり3億円（標準単価方式による場合は採択プロジェクトの総事業費の3.5%）を本事業の補助限度額とする。</p> <p>【公募期間】令和7年4月18日～5月30日</p> <p>【要件】①新築される住宅・建築物については、ZEH・ZEB水準の省エネルギー性能を満たすものであること</p> <p>②材料、設備、設計、運用システム等において、CO<sub>2</sub>の削減、健康、災害時の継続性等に寄与する先導的な技術が導入されるものであること など</p>

# スポーツコンプレックスの実現に活用可能な施策

## スタジアム・アリーナ及びその周辺施設・インフラ等の整備

### スタジアム・アリーナの設計・建設

#### ●新築・既存建築物のZEB普及促進支援事業（環境省）

【対象】民間事業者、地方公共団体、独立行政法人等

【用途】ZEBの更なる普及拡大のため、新築／既存の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援

【内容】補助事業

【規模】補助上限 3～5億円

新築補助率：『ZEB』…1/2、Nearly ZEB…1/3、ZEB Ready…1/4、ZEB Oriented…1/4

既存補助率：2/3（一部1/2）

【要件】ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。ZEBランクに応じた再エネ設備を導入すること。ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること 等

【補助対象となる建築物】

- ・地方公共団体等（都道府県、政令市、中核市及び施行時特例市を除く）が所有する業務用建築物等（面積要件なし）
- ・上記以外の者が所有する業務用建築物等（新築建築物の場合は延べ面積10,000㎡未満、既存建築物の場合は延べ面積2,000㎡未満に限る）

※ZEBとは：Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

# スポーツコンプレックスの実現に活用可能な施策

## スタジアム・アリーナ及びその周辺施設・インフラ等の整備

### スタジアム・アリーナの設計・建設

#### ● 公共施設等適正管理推進事業（集約化・複合化施設整備事業）（総務省）

【対象】地方公共団体

【用途】公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づいて行われる集約化・複合化施設整備事業

【内容】地方債

【規模】事業費のうち充当率90%、交付税措置率50%

【要件】・公共施設のみが対象

・公用施設や社会基盤施設（道路、橋等）は対象外

・集約化・複合化前と比較して、建築物にあっては施設の延床面積が減少するもの、非建築物にあっては全体として維持管理経費等が減少すると認められるもの

・集約化・複合化後の新施設の供用開始から5年以内に、集約化・複合化による統合前の施設の廃止（除却・転用・民間への売却等）が必要

・期限は令和8年度まで

# スポーツコンプレックスの実現に活用可能な施策

## スタジアム・アリーナ及びその周辺施設・インフラ等の整備

### 周辺施設・インフラ等を含めた整備

#### ●社会資本整備総合交付金（都市公園事業）（国土交通省）

【対象】地方公共団体

【用途】都市公園の整備（公園施設としてスタジアム・アリーナや園路、広場等を整備する場合が対象）

【内容】社会資本整備総合交付金

【規模】交付対象経費に1/3（用地費）又は1/2（施設費）を乗じて得た額

【要件】社会資本総合整備計画に基づき実施すること

面積要件：原則2ha以上

総事業要件：市町村事業は2.5億円以上、都道府県事業は5億円以上 等

#### ●都市構造再編集集中支援事業（国土交通省）

【対象】市町村、民間事業者等

【用途】体育施設の周辺（都市機能誘導区域内及び居住誘導区域内等）の整備（地域交流センター、駅前広場、歩行者空間等の整備）

※体育施設本体の整備に要する費用については支援対象外

【内容】「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業

【規模】都市機能誘導区域内等：交付対象事業費（※）に1/2を乗じて得た額

居住誘導区域内等：交付対象事業費（※）に45%を乗じて得た額

※地域交流センター等の建築物である施設の整備については、1箇所における整備に要する費用は21億円を限度とする

【要件】立地適正化計画に基づき実施する事業であること 等

# スポーツコンプレックスの実現に活用可能な施策

## スタジアム・アリーナ及びその周辺施設・インフラ等の整備

### 周辺施設・ インフラ等を 含めた整備

#### ●新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金：拠点整備事業・インフラ整備事業） （内閣官房/内閣府）【一部再掲】

【対象】地方公共団体

【用途】地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押しする。

【内容】交付金

【規模】①拠点整備事業（事業計画期間：原則3か年度以内（最長5か年度））

1 自治体当たり国費

都道府県：15億円/年度、中枢中核：15億円/年度、市区町村：10億円/年度

補助率：1/2

※拠点整備事業の1事業当たりの事業計画期間における交付上限額（国費）について、都道府県・中枢中核都市は15億円、市区町村は10億円を目安とする。

②インフラ整備事業（事業計画期間：原則5か年度以内（最長7か年度））

1 自治体当たり事業計画期間中の総国費

都道府県：50億円、中枢中核：20億円、市区町村：10億円

補助率：1/2等（各省庁の交付要綱に従う）

【公募期間】令和7年1月17日～令和7年2月6日（第1回）

令和7年5月13日～令和7年6月20日（第2回）

【要件】地方版総合戦略に基づき、目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、地域の多様な主体の参画等の要素を有する事業。

インフラ整備事業は、ソフト事業又は拠点整備事業との組み合わせを要件とする。

※他の国庫補助金等の対象とならない経費に第2世代交付金を活用することが可能。

## スタジアム・アリーナ及びその周辺施設・インフラ等の整備

<b>周辺施設・インフラ等を含めた整備</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>●まちなかウォークアブル推進事業（国土交通省）</li></ul> <p>【対象】市町村、民間事業者等</p> <p>【用途】体育施設の周辺（都市再生整備計画の区域内かつ滞在快適性等向上区域内）の整備（駅前広場や歩行者空間等の再編・利活用）</p> <p>※体育施設本体の整備に要する費用については支援対象外</p> <p>【内容】車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の既存ストックの再編・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業</p> <p>【規模】交付対象事業費に1/2を乗じて得た額</p> <p>【要件】立地適正化計画に基づき実施する事業であること 等</p>
-------------------------	--

# スポーツコンプレックスの実現に活用可能な施策

## スタジアム・アリーナ及びその周辺施設・インフラ等の整備

### 周辺施設・インフラ等を含めた整備

#### ● 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（環境省）

【脱炭素先行地域づくり事業】など

【対象】地方公共団体等

【用途】1) CO2排出削減に向けた設備導入事業（①は必須）

①再エネ設備整備（自家消費型、地域共生・地域裨益型）、②基盤インフラ整備、③省CO2等設備整備

2) 効果促進事業

【内容】交付金

【規模】交付率 原則2/3（上限：1計画あたり50億円）

【要件】脱炭素先行地域に選定されていること

#### ● 公共施設等適正管理推進事業（集約化・複合化施設整備事業）（総務省）【再掲】

【対象】地方公共団体

【用途】公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づいて行われる集約化・複合化施設整備事業

【内容】地方債

【規模】事業費のうち充当率90%、交付税措置率50%

【要件】・公共施設のみが対象

・公用施設や社会基盤施設（道路、橋等）は対象外

・集約化・複合化前と比較して、建築物にあっては施設の延床面積が減少するもの、非建築物にあっては全体として維持管理経費等が減少すると認められるもの

・集約化・複合化後の新施設の供用開始から5年以内に、集約化・複合化による統合前の施設の廃止（除却・転用・民間への売却等）が必要

・期限は令和8年度まで

# スポーツコンプレックスの実現に活用可能な施策

## スタジアム・アリーナ及びその周辺施設・インフラ等の整備

### 周辺施設・インフラ等を含めた整備

#### ● まち再生出資・社債取得業務（民間都市開発推進機構）

【対象】民間事業者

【用途】市町村が定める都市再生整備計画の区域や都市機能誘導区域等における民間都市開発事業

【内容】金融支援(出資等)

【規模】金融支援限度額は次のうち最も少ない額

①公共施設等整備費 ②総事業費の50% ③資本の額の50%

【要件】国土交通大臣の認定を受けた事業であること 等

#### ● 地域経済牽引事業計画関連融資（日本政策金融公庫・中小企業事業）

【対象】都道府県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って事業を行う特定事業者（※みなし特定事業者を含む。）

【用途】スタジアム・アリーナを活用した地域経済牽引事業

【内容】特別利率等での融資

【要件】地域経済牽引事業計画の承認事業者が行う設備投資等であること

（注）日本政策金融公庫の個別審査が必要となること

#### ● 信用保証協会による債務保証（経済産業省・中小企業事業）

【対象】都道府県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って事業を行う特定事業者（※みなし特定事業者を含む。）

【用途】スタジアム・アリーナを活用した地域経済牽引事業

【内容】金融機関等からの借入れの際に、通常の保証限度額とは別枠での信用保証協会による保証

【要件】承認地域経済牽引事業を行うために必要な資金に係るものであること

（注）信用保証協会の個別審査が必要となること

# スポーツコンプレックスの実現に活用可能な施策

## スタジアム・アリーナ及びその周辺施設・インフラ等の整備

### 周辺施設・ インフラ等を含めた整備

#### ●地域未来投資促進税制（経済産業省）

【対象】民間事業者

【用途】スタジアム・アリーナを活用した地域経済牽引事業

【内容】税制

\* 機械・装置等：35%特別償却または4%税額控除

（上乗せ要件を満たす場合：50%特別償却または5～6%税額控除）

\* 建物等：20%特別償却または2%税額控除

【要件】地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受け、「地域経済の成長発展の基盤強化に特に資するもの」として定める基準に適合することについて国の確認を受けること

#### ●地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）（内閣府地方創生推進事務局）【再掲】

【対象】民間事業者

【用途】国が認定した地域再生計画に基づく地方公共団体の地方創生プロジェクトに対し、企業が寄附を行った場合に、法人関係税を税額控除する仕組み

【内容】税制

【規模】寄附額の最大約9割の法人関係税の軽減

【要件】地域再生法に基づく地域再生計画の認定を受けること など

詳細は企業版ふるさと納税ポータルサイトをご確認ください。

[https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou\\_furusato.html](https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html)

# スポーツコンプレックスの実現に活用可能な施策

## スタジアム・アリーナやプロスポーツ等を活用したまちづくり等の推進

### スポーツ等の活用によるまちづくり、地域社会の課題解決に向けた取組

#### ●スポーツコンプレックス推進事業(まちづくり連携支援事業) (スポーツ庁)

【対象】地方公共団体又は法人格を有する団体

【用途】既存のスタジアム・アリーナやプロスポーツ等の活用・連携による、スポーツコンプレックスの実現・発展に向け、官民連携協議会の開催や必要な調査の実施等を通じた目的やありたい姿の検討、構想又は行動計画の策定・公表、既存のスタジアム・アリーナと他の施設やインフラ等が連携し、十分なエリアマネジメントがなされたまちづくりに資する取組の実証 等

【内容】委託事業

【規模】3件 (15,000千円/件)

【公募期間】 ①令和7年5月14日～6月4日

②令和7年7月17日～8月8日 (1件分)

【要件】法人格を有する団体の場合

- ・スタジアム・アリーナの管理・運営主体及びホームチーム運営事業者等
- ・事業の対象となるスタジアム・アリーナが所在する地方公共団体がスポーツ担当部局に限らない関係部局も含めてまちづくりに参画することを確約する書類の提出を必須とする。

#### ●スポーツオープンイノベーション推進事業 (スポーツ庁)

【対象】民間事業者

【用途】リーグや中央競技団体等、及びクラブ・チーム等が他産業連携した「新しいビジネスモデルの構築」及び「既存ビジネスモデルの拡大」への支援、事業で得た知見及び最新情報の発信や業種の枠を越えた交流の場を目的としたネットワーキングカンファレンスの開催、コンテストの開催 等

【内容】委託事業

【規模】94,811千円

(再委託費として①新しいビジネスモデルの構築、②既存ビジネスモデルの拡大について金銭的支援)

【公募期間】令和7年3月21日～4月11日

# スポーツコンプレックスの実現に活用可能な施策

## スタジアム・アリーナやプロスポーツ等を活用したまちづくり等の推進

### スポーツ等の活用によるまちづくり、地域社会の課題解決に向けた取組

#### ●官民連携まちなか再生推進事業（国土交通省）

##### 【プラットフォーム構築】

【対象】官民連携の協議組織（エリアプラットフォーム）、市町村

【用途】未来ビジョンの作成を行うエリアプラットフォームの形成・運営に要する費用

【内容】補助事業

【規模】定額

【要件】様々な投資の誘発等によりエリアの価値向上に寄与した優れたまちづくり活動実績のある者（専門人材等）及び団体の参画や支援が見込まれていること 等

##### 【未来ビジョン等の策定】

【対象】官民連携の協議組織（エリアプラットフォーム）、市町村

【用途】未来ビジョンやアクションプログラムの策定に要する費用（データ収集、分析、専門人材活用、勉強会・意識啓発活動等）

【内容】補助事業

【規模】定額

【要件】様々な投資の誘発等によりエリアの価値向上に寄与した優れたまちづくり活動実績のある者（専門人材等）及び団体の参画や支援が見込まれていること 等

※シティプロモーションや施設整備等の事業については、次年度以降の実施が未定のため記載無

# スポーツコンプレックスの実現に活用可能な施策

## スタジアム・アリーナやプロスポーツ等を活用したまちづくり等の推進

### スポーツ等の活用によるまちづくり、地域社会の課題解決に向けた取組

#### ●新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）（内閣官房/内閣府）【再掲】

【対象】地方公共団体

【用途】地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押しする。

【内容】交付金

【規模】①ソフト事業

1 自治体当たり国費（事業計画期間：原則3か年度以内（最長5か年度））

都道府県：15億円/年度、中枢中核：15億円/年度、市区町村：10億円/年度  
補助率：1/2

②拠点整備事業（事業計画期間：原則3か年度以内（最長5か年度））

1 自治体当たり国費

都道府県：15億円/年度、中枢中核：15億円/年度、市区町村：10億円/年度  
補助率：1/2

※拠点整備事業の1事業当たりの事業計画期間における交付上限額（国費）について、都道府県・中枢中核都市は15億円、市区町村は10億円を目安とする。

③インフラ整備事業（事業計画期間：原則5か年度以内（最長7か年度））

1 自治体当たり事業計画期間中の総国費

都道府県：50億円、中枢中核：20億円、市区町村：10億円  
補助率：1/2等（各省庁の交付要綱に従う）

【公募期間】令和7年1月17日～令和7年2月6日（第1回）

令和7年5月13日～令和7年6月20日（第2回）

【要件】地方版総合戦略に基づき、目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、地域の多様な主体の参画等の要素を有する事業。

インフラ整備事業は、ソフト事業又は拠点整備事業との組み合わせを要件とする。

※他の国庫補助金等の対象とならない経費に第2世代交付金を活用することが可能。

# スポーツコンプレックスの実現に活用可能な施策

## スタジアム・アリーナやプロスポーツ等を活用したまちづくり等の推進

### スポーツ等の活用によるまちづくり、地域社会の課題解決に向けた取組

● **地域社会DX推進パッケージ事業（補助事業）（旧地域デジタル基盤活用推進事業）（総務省）**  
【対象】地方公共団体、民間事業者等  
【用途】デジタル技術を活用して地域課題を解決するために必要な通信インフラなどを整備する取組  
【内容】補助事業  
【規模】対象経費の1/2  
【要件】地域課題の解決のために、無線ネットワーク設備とそれに接続するソリューション機器を組み合わせたシステムを整備すること など

● **地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）（内閣府地方創生推進事務局）【再掲】**  
【対象】民間事業者  
【用途】国が認定した地域再生計画に基づく地方公共団体の地方創生プロジェクトに対し、企業が寄附を行った場合に、法人関係税を税額控除する仕組み  
【内容】税制  
【規模】寄附額の最大約9割の法人関係税の軽減  
【要件】地域再生法に基づく地域再生計画の認定を受けること など

詳細は企業版ふるさと納税ポータルサイトをご確認ください。

[https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou\\_furusato.html](https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html)

## スタジアム・アリーナやプロスポーツ等を活用したまちづくり等の推進

スタジアム・アリーナ等を活用した観光コンテンツの創出・高付加価値化、誘客促進

### ●スポーツホスピタリティ推進事業（スポーツ庁）

【対象】民間事業者

【用途】新たな観戦スタイルや特別な体験等を通じ、スポーツ観戦客に対して高い付加価値を提供する「スポーツホスピタリティ」の普及を図るための事業

【内容】・スポーツホスピタリティ普及事業

ガイド・手引き等の活用研修会、スポーツホスピタリティの実践に向けた専門家・講師派遣による実務指導等

・スポーツホスピタリティサービスによる市場拡大の効果等の調査事業

国内外のスタジアム・アリーナにおける、非興行日を含む広義のスポーツホスピタリティ事業に関する事例の調査、国内での普及に向けた課題抽出・スポーツイベント以外での既存施設の高付加価値化に向けた検討

【規模】30,000千円

【公募期間】令和7年3月28日～5月26日

### ●地域SC経営多角化等支援事業（スポーツ庁）

【対象】都道府県及び市町村

【用途】地方公共団体が実施するスポーツを通じた健康増進及びスポーツを観光資源とした地域活性化の取組等に要する経費の一部を国が補助し、もってスポーツによる地域活性化を推進することを目的とする。

【内容】補助事業

【規模】定額補助（上限1,000千円）

【公募期間】令和7年3月12日～4月17日

【要件】地域SCの「質的な向上」と「経営の安定」に寄与し、活動を多角化させる新規の取組を補助の対象とする。

## スタジアム・アリーナやプロスポーツ等を活用したまちづくり等の推進

**スタジアム・アリーナ等を活用した観光コンテンツの創出・高付加価値化、誘客促進**

● **スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業（スポーツツーリズムコンテンツ創出事業）（スポーツ庁）**  
【対象】 地方公共団体や関係企業等が連携した団体、協議会、または法人格を有する団体  
【用途】 地域スポーツ資源を活用した国内外の旅行者から選ばれる観光コンテンツを持続可能な取組として創出し、他地域と連携し経済波及効果を得ることを目的として、下記に選定するスポーツテーマ別のモデル事業を実施し、効果検証を行う。

- ① **武道ツーリズム**  
日本発祥の武道（柔道・剣道・空手等）と歴史・文化を組み合わせ、日本でしか体験することのできない希少価値の高いツーリズムコンテンツを創出し、国内外の旅行者の更なる地方誘客を図る取組。
- ② **アウトドアスポーツツーリズム**  
世界に優位性のある自然環境を活用したスノースポーツ、多島美や里山等の日本の景観・環境を楽しむハイキング・トレッキング等のアウトドアスポーツと周遊観光等を組み合わせ、国内外旅行者の更なる地方誘客を図る取組。
- ③ **その他**  
上記以外の地域スポーツ資源を活用しての観光誘客による地域の課題解決に資する取組や、大規模スポーツ大会（国スポ・障スポ、各種国際大会等）の機運醸成や地域のスポーツ・レガシーを利用したスポーツの振興に資する取組。

【内容】委託事業  
【規模】 1件あたり上限1,000万円（採択予定件数：4件）  
【公募期間】 令和7年5月16日～令和7年6月10日  
【要件】 実施する事業はユニークさ、斬新性、話題性のある事業であること。  
単発の事業やイベントではなく、翌年度以降も持続可能な取組とし、その手法を示すこと。  
地域課題解決に対しての目標到達点を定め、検証すること 等

## スタジアム・アリーナやプロスポーツ等を活用したまちづくり等の推進

スタジアム・アリーナ等を活用した観光コンテンツの創出・高付加価値化、誘客促進

●地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業（観光庁）  
【対象】・地方公共団体、独立行政法人、観光地域づくり法人（DMO）、民間事業者等

【用途】地域においてより効果的に観光消費を拡大し、地域へインバウンドの経済効果を波及させる観点から、自然、文化、食、スポーツ等の我が国が誇る地域の観光資源を活用し、より高単価な特別体験商品の造成から販路開拓まで一貫した支援を集中的に実施することで、地方創生の実現を目指す

【内容】間接補助事業

【規模】1,000万円まで定額  
1,000万円を超える部分については8,000万円まで補助率 1 / 2  
最低事業費：1,500万円

【公募期間】令和7年2月6日～3月14日

【要件】  
インバウンド向けに、以下類型①～③のいずれかを満たす特別性のある体験商品造成であること。

【①プレミアム型】  
特別な機会を活用したより高単価な体験商品であるもの

【②コト消費×モノ消費型】  
希少性の高い体験コンテンツ（コト消費）と高付加価値な地域産品・工芸品等の購入（モノ消費）を組み合わせた体験商品であり、地域への高い経済波及効果が期待されるもの

【③規制改革型】  
未公開エリア開放や早朝・夜間の活用など規制緩和を行った上、造成される高単価な特別体験商品であるもの

## スタジアム・アリーナやプロスポーツ等を活用したまちづくり等の推進

スタジアム・アリーナ等を活用した観光コンテンツの創出・高付加価値化、誘客促進

- **地域観光魅力向上事業（観光庁）**  
【対象】地方公共団体、DMO、民間事業者等  
【用途】将来に亘って持続的に地方誘客が促進されるよう、まだ観光に未活用な地域資源の活用など、地域資源を活用した収益性が高く独自性・新規性のある観光コンテンツの開発から、適切な販路開拓や情報発信の総合的な支援を行い、中長期に亘って販売可能なビジネスモデルづくりの支援を実施。  
【内容】補助事業  
【規模】400万円まで定額、400万円を超える部分については補助率1/2  
※R6年度補正予算「地方誘客促進によるインバウンド拡大」80億円の内数  
【公募期間】一次公募：令和7年3月3日～令和7年4月18日  
二次公募：令和7年5月28日～令和7年6月18日
- **地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）（内閣府地方創生推進事務局）【再掲】**  
【対象】民間事業者  
【用途】国が認定した地域再生計画に基づく地方公共団体の地方創生プロジェクトに対し、企業が寄附を行った場合に、法人関係税を税額控除する仕組み  
【内容】税制  
【規模】寄附額の最大約9割の法人関係税の軽減  
【要件】地域再生法に基づく地域再生計画の認定を受けること など  
  
詳細は企業版ふるさと納税ポータルサイトをご確認ください。  
[https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou\\_furusato.html](https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html)

# スポーツコンプレックスの実現に活用可能な施策

## スタジアム・アリーナやプロスポーツ等を活用したまちづくり等の推進

### スタジアム・アリーナ等を活用した観光コンテンツの創出・高付加価値化、誘客促進

(スタジアム・アリーナ等を活用して、訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進)

#### ● 地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業（観光庁）

【対象】登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体（登録DMO、地方公共団体）

【用途】広域周遊観光促進のための、①調査・戦略策定 ②滞在コンテンツの充実  
③受入環境整備 ④旅行商品流通環境整備 ⑤情報発信・プロモーション

【内容】補助事業＜ソフト支援＞

【規模】①：定額（上限1,000万円）

②～⑤：補助対象経費に1/2を乗じて得た額

（継続事業については2年目:2/5、3年目以降:1/3）

※予算4.4億円の内数

【公募期間】一次公募：令和6年9月中旬～令和7年1月中旬

二次公募：令和7年5月下旬～令和7年8月下旬

【要件】地方ブロック毎に開催される連絡調整会議における調整を行っていること

#### ● 観光DX推進による地域活性化モデル実証事業（観光庁）

【対象】民間事業者(コンソーシアム)

【用途】旅行者の移動・決済、観光産業の宿泊・予約等のデータをDMP等を用いて収集・蓄積し、生成AIの技術の活用やオープンデータ化の取組等を通じて、地域全体の消費拡大や地域活性化の好循環に取り組むモデルの構築に向けた実証事業

【内容】直轄事業

【規模】①：5,000万円

②・③：1,000万円

※予算額12.3億円の内数

【公募期間】①地域活性化の好循環モデル

令和7年2月12日～令和7年3月31日

②生成AI活用モデル及び③オープンデータ推進モデル

令和7年2月12日～令和7年3月26日